

天理市教育総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

天理市教育委員会
教育長 伊勢和彦

天理市教育委員会規則第6号

天理市教育総合センター条例施行規則一部を改正する規則

天理市教育総合センター条例施行規則（平成10年3月天理市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「青少年育成係 人権文化係」を「教育相談・支援係」に改める。

第4条を次のように改める。

（事務分掌）

第4条 センターの事務分掌は、次のとおりとする。

教育相談・支援係

- (1) 教育相談及び特別支援教育相談に関すること。
- (2) 不登校の支援に関すること。
- (3) 適応指導に関すること。
- (4) 市学校教育関係者の相談に関すること。
- (5) 市教育関係職員の研修に関すること。
- (6) 青少年健全育成に関すること。
- (7) 青少年健全育成天理市民会議に関すること。
- (8) 子ども・若者の社会復帰の支援に関すること。
- (9) 人権教育に関すること。
- (10) 教育に必要な研究に関すること。
- (11) センターの使用許可及び維持管理に関すること。
- (12) センターの庶務に関すること。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。